

# 指定管理業務実績報告書

平成27年4月30日

神奈川県知事殿

株式会社湘南なぎさパーク  
代表取締役社長 野沢 俊

湘南港の管理に関する基本協定書第41条第2項の規定に基づき、次のとおり平成26年度に係る指定管理業務実績報告書を提出します。

## 記

### 1 湘南港事業実施報告書

#### (1) 業務の運営に係る総括

平成18年度より8年間、指定管理者として湘南港の管理運営を実施した経験と実績を踏まえ、新たに指定を受けた平成26年度からの5年間の初年度として指定管理業務の実現を図るとともに、引き続き円滑に業務を実施し、一層の経費の節減に努め、指定管理者を受託する際に提案した基本理念、江の島と一体となった県民に開かれたヨットハーバーの実現に取り組んでまいりました。

また、6月1日に新ヨットハウスがオープンし、「開かれた港湾」に向け、新たな一歩を踏み出しましたが、一年を通し、高いレベルで利用者のニーズに適切に応えられるよう職員一同、前向きに業務に努めました。

#### ア 組織体制

湘南港の指定管理業務を直接的に実施する湘南港管理部については、6月～8月の全日営業体制に併せて管理課窓口業務補助員の期間雇用がありましたが、基本的には従前と同じ組織体制で指定管理業務を推進いたしました。

#### イ 内部管理体制

- ① 施設利用申請における申請書の内容、貼付証紙等について、常に複数者によるチェックを励行するとともに、現金については業務終了時、取扱い金額・件数の多い土日祝祭日には中間に1～2回レジスター内に収納した現金の確認を行い、証紙についても業務終了時に必ず在庫確認を行い、事故防止に努めました。

併せて港営業務管理システムについても、藤沢土木事務所及び当該システムの

管理を所管している県土整備部システム担当と、より正確で様々なデータを活用できるよう検討をすすめ、一艇ごとの利用に当たっての各種統計データの収集がより合理的な方法で出来るよう、具体的な提案をし、県の担当者と調整をし、出来るところから進めていただいています。

- ② ローテーションによる勤務体制から生じる情報伝達、引き継ぎ事項の齟齬がないよう、従来に引き続き打ち合わせ内容や共通に認識すべき事項を文書、メモにより連絡、引継ぎを行っています。各種相談業務や施設の巡視・巡回、環境整備等の実施に当たっては、管理課、ポートサービス課のセクションに捉われることなく、職員が一体的認識をもって業務を推進しています。

#### ウ 職員研修

夏季繁忙期対応のアルバイト等、経験の浅い職員に対しては、日常業務を実践しながら、随時修正を行う等のオンザジョブトレーニングを行い、早期に戦力となるよう指導いたしました。

#### エ 業務合理化等

平成 26 年度は、5 年間の指定管理業務を受託した初年度として、より質の高い指定管理業務の推進をめざして、従来から行っている業務の合理化、経費の削減を図るとともに、受託当初に提案した事業の進捗状況を検証し、課題のある事業について見直しを行うとともに、自主事業の点検・見直しを行って拡張できる事業を検討し、計画的な業務遂行に努めました。

### (2) ヨットハーバー業務に係る総括

#### ア 利用承認業務

- ① 最も重要かつ基本的な業務であることから、利用承認申請書の内容チェック、証紙確認等を複数の眼で行うなど、遺漏のないように事務を執行しています。
- ② 利用承認期限が満了となる利用者に更新の案内を行うとともに、承認期限を経過しても更新手続きが未了の者に対しては速やかに勧告、通知を行い適正な利用が行われるよう努めています。
- ③ 学生団体の利用料減免申請にあたっては、所定の手続きを適切に行い、ルールを遵守するよう指導しているところですが、従来から多く見受けられる申請書の部印漏れや団体証明の欠如については関東学連幹事校等を通じて強く注意喚起する一方、申請書類の簡素化を図り、利用者の負担軽減を行っています。

#### イ 安全管理等サービス業務

電子カードによる「出艇管理システム」、臨時利用者のための出港届及びポートサービス課との帰着確認で施設利用者の安全確保を行うとともに帰着確認を規定時間内に行わない団体等については安全管理の観点から出港、帰着報告の遵守を要請しています。

#### ウ クルザーヨット保管施設年間利用者募集業務

陸置1艇及び係留2艇分の空きが生じたため、「湘南港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱」第6条第2項に基づき、県に承認申請し、許可を得たうえで抽選により利用者を決定した。

### (3) 維持管理業務に関する総括

#### ア 施設維持管理業務

- ① 本年度から新たに第三期(平成26年4月～平成31年3月)湘南港管理業務の指定管理を受諾しました。新ヨットハウス建設工事が遅延したことにより、年度当初の4～5月は旧ヨットハウスで業務を行ったが、補修箇所がいたるところで発生したことから、当社として速やかに補修工事を行い、利用者への危険防止、サービス水準の維持に努めました。
- ② 新ヨットハウスは平成26年6月1日オープンしましたが、オープン後も外構工事等が未了のまま引継がれ、テナントからの苦情も出されました。さらに、新ヨットハウスには、階段下部の鋭角部分の残存、津波避難階段の手すりの脆弱性や手すりから屋根部分への飛出し可能性、シャワー・ロッカー室の通風性の欠如等々多くの問題点があり、また、2階ホールについては、オープンから1週間も経たないうちに雨漏りがみられるという状況もありました。加えて、設備的にもシャワーの使い勝手やロッカー数の不足等の問題もありました。これらについては、利用者の安全やサービスに関する問題であり、県の所管課や藤沢土木事務所と調整しながら早急に改善を図っていきます。
- ③ ヨットハウスの建替えに伴うディンギーバースの艇移動等につきましては、速やかに工事が行われるよう、日々動く新規艇の搬入や廃止艇のバース処理等、工事中の艇移動を鑑みて、空きバース管理をし、スムーズな移動をいたしました。また、限られたバースを駆使し、最盛期や8月上旬の「全国高等学校総合体育大会」などの大規模レースの臨時利用に対しても、対応しました。
- ④ 旧ヨットハウスの解体除却がほぼ終了し、ディンギーバースの再整備が予定され

ております。今後、貯水施設などの整備が行われますが、管理バースの完成日程が明確となっていないため、施設運営に多大な影響を及ぼすことが予想されるため、アンケートなどによる利用者の意見を藤沢土木許認可指導課に伝えながら調整を進めてまいります。

#### イ 駐車場管理業務

夏季は平日においても駐車場利用が多いため、7月12日(土)から8月31日(日)の期間は駐車場担当者を2名に増員して対応いたしました。また、利用者サービス及び島内の交通渋滞対策として、大型バスの予約を11月29日から開始しました。

また、塩害等による駐車場管理システムの不調に絡むトラブルが多く、その都度業者に修復依頼をしていますが、業者が到着するまでの間、駐車場担当者の監視を行っています。

#### ウ 災害時対応業務等

① 東日本大震災に伴う大津波による震災被害地域の甚大な被害を参考に、相模湾での津波発生を想定して「災害時行動マニュアル」の見直しを行い、施設利用者の中で希望する者に配布しています。

また、藤沢市防災管理課主催の江の島独自の防災会議に出席し、藤沢市と調整を行いながら、来島者向け避難路面標示を2月に設置いたしました。

② 台風等により施設被害が予測される場合は、「災害時行動マニュアル」に基づく予防行為として職員による場内点検を強化し、陸置艇、係留艇のロープ補強等を行い被害の防止に努めるとともに、大型の台風等により強風が予測されたケースでは状況改善まで職員が待機し、不測の事態に備えているが、今年度は10月に台風18号、19号が2週にわたり関東地方に接近したにもかかわらず、被害がスロープの目地破損等にとどまり、幸い大きな被害になりませんでした。

#### (4) 附帯事業等に係る総括

##### ア 利用者利便事業

利用者に無料で自転車を貸し出す「パーク&フリーサイクル」を10月から開始しましたが、好評を博しております。

##### イ 提案事業

江の島ヨットハーバーのシンボルマーク入りのオリジナルグッズの販売を行って施設の広報宣伝の一助としておりますが、今年度は新ヨットハウスを記念してオリジ

ナルカレンダーを12月より販売し、多くの利用者に購入していただきました。

また、今年度も年間売上上の1割を青い羽根募金として水難救済会に寄付いたしました。

(5) 開かれた港湾に向けての取組に係る総括

ア 開かれた港湾に向けたイベント実施結果

- ① 当社として、関係団体、NPO法人等が実施するイベントについて、その内容が『開かれた港湾』に向けて資するものについては、できるかぎり協力して開かれた港湾として利用者に受け入れられるよう努めています。

特にNPO法人セイラビリティ江の島が行っているアクセスディンギーによる普及啓発事業には、アクセスディンギーフェスタの共催、会議室使用料の免除、広報の実施や艇体に対する損害保険料の負担等積極的に支援を行っています。

- ② 当社も事務局の一員となっている、島（民）とハーバーの融合を図り、みなとまちづくりを促進するという『江の島（湘南港）みなとまちづくり協議会』が、7月13日に開催された江の島八坂神社天王祭の神輿海上渡御において、海から観覧するイベントを実施した際には、受付等のスタッフやレスキューSNP操縦者を提供するなど、全面的にバックアップして利用者から好評を得ました。

また、10月4日に開催された江の島ハーバーフェスティバルの際にも、乗船希望者の募集受け事務や、協賛者との調整、イベント会場の設営、参加者の受付や案内等の支援を行いました。

イ 利用促進・広報

今年度からメーリングリストの利用者を募り、緊急情報や出艇禁止・注意等の情報を、登録者の携帯メールにリアルタイムに発信しています。

また従前に引き続き以下のとおり積極的に利用促進と広報に努めています。

- ① 江の島ヨットハーバーを会場とするヨットレース大会を後援、協賛するとともに、優勝杯（SNP杯）を贈呈する等、ハーバーの利用促進に努めています。
- ② 江の島ヨットハーバーのホームページのお知らせ欄やハーバーマスターのブログ等を充実させるとともに、広報にも努めています。特に気象情報の提供、緊急情報のリアルタイムで利用者に発信する「メーリングリストサービス」を開始し、好評を得ています。
- ③ 平成24年度からセンタープロムナードを中心に花と緑が年間を通じて楽しめる

よう、関係団体とも協力し、花卉植栽による緑化促進を図っています。

- ④ ヨットハーバー、緑地等における撮影等の利用希望が多々あり、受け入れに当たっては地域連携の一環として藤沢市フィルムコミッションに情報提供し、連携して利用促進を図っています。施設利用者の個人情報保護に配慮しつつ、ハーバーの広報に資するものとして、利用を勧めています。

## 2 指定管理料執行状況報告書 別添のとおりです。